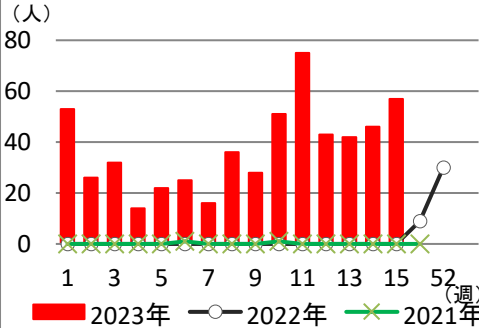


医療機関・施設等における感染症対策

新型コロナウイルス感染症について

○県内の新型コロナウイルスの新規陽性者数は減少傾向が続いていましたが、2023年第15週(4月10～4月16日)に入り、前の週の同じ曜日を上回っており、注意が必要な状況です。5月8日以降新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが変更となりますが、**感染対策が不要になったわけではありません。**

インフルエンザについて



○県南地域のインフルエンザ定点医療機関(7か所)からの報告数が、小流行の目安となる1.00を超える状況が続いています。一人一人の感染予防の徹底をお願いします。

一人一人の感染対策を徹底してください

○マスク着用の必要性が高い場面では、「3蜜の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気の励行」といった基本的な感染対策が有効です。

○マスク着用の必要性が高い場面:

☑有症状時、病院や高齢者施設等の訪問時等、通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

☑新型コロナウイルス感染症の流行時期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時

※本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

「3蜜の回避」

着用は個人の判断



マスクをしよう

「距離の確保」



「手指衛生」



消毒しよう

「換気の励行」



換気をしよう

医療機関、高齢者・障がい(児)者施設における留意事項

○感染対策について

・高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢化施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨します。

○面会について

・医療機関における面会については、面会の重要性和院内感染対策の両面に留意し、患者及び面会者の交流の機会を可能な範囲で確保するよう各医療機関等で検討をお願いします。

・地域における感染の拡大状況や入院患者の状況等のほか、患者および面会者の体調等を総合的に考慮してください。



感染症対策に関するウェブサイト

【厚生労働省】感染拡大防止へのご協力をお願いいたします!

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku.html>

【厚生労働省】感染対策の基礎知識 | 1

<https://www.mhlw.go.jp/content/000501120.pdf>

厚生労働省 感染症対策

検索

発行元: 福島県県南保健所生活衛生部医療薬事課

FAX

0248-23-1252

MAIL

kansen_kennan@pref.fukushima.jp

「県南地域感染症情報」に関する御意見、御質問等はFAX及びメールでお願いします。

県南保健福祉事務所ホームページ

www.pref.fukushima.jp/kennanhofuku